



子ども医療費助成制度 受給券の更新について

☎ 福祉保健課 子育て支援係 ☎ 77-3914

子ども医療費助成受給券は毎年8月1日に更新となります。
新しい受給券を7月下旬に送付しましたのでご確認ください。

■受給券の更新について

8月1日以降から使用できる受給券は、自動更新により7月下旬に発送しました。
※受給券が届いていない場合は、子育て支援係までご連絡ください。

■注意事項

・令和5年中の収入や所得に関する申告(確定申告、住民税申告または年末調整など)が

済んでいない方は、**新しい受給券が発行できません**ので、速やかに申告の手続きを済ませてください。
・令和6年1月1日以降に転入された方で、マイナンバーによる所得照会ができない方は、場合により必要な書類の提出をお願いすることがあります。

■登録事項の変更について

子どもの住所、氏名、加入健

康保険や保護者などの**登録事項に変更が生じた場合は**届け出が必要で、子育て支援係にて手続きをお願いします。
また、芝山町から転出する際は、受給券を返還してください。

■償還払いについて

県外の医療機関を受診したなど、受給券を使用しなかった場合は、償還払いにより助成します。必要書類を子育て支援係に提出してください。

■必要書類

- ・申請書・印鑑
 - ・領収書の原本
 - ・医療費の明細が分かるもの
 - ・保護者の口座が分かるもの
- (通帳やキャッシュカードなど)

・お子様の保険証および子ども医療受給券

■月額上限制度について

令和5年8月診療分より課税世帯の同一医療機関における同一月の受診は、入院11日、通院6回以降は自己負担額0円となりました。

受給券を使用して受診した場合は、自動的に適用されますので申請は不要です。

県外の医療機関で受診したなど受給券を使用しなかった場合は償還払いとなりますので、当該医療機関の1か月分の全ての領収書を持参し申請してください。
※入院と通院は別々にカウントします。

芝山町住まいの相談会

☎ 企画空港政策課 都市計画係 ☎ 77-3909

開催日時 8月28日(水)
午後1時30分～3時30分

会場 役場本庁舎町民ホール

参加費 無料

相談内容 職員が相談をお受けします
・空き家を処分したい、相続について
・住宅の耐震化を考えている
・自宅をリフォームしたい

※相談内容によっては専門機関にお繋ぎします。

※相談時間は1組20分程

申込方法

都市計画係へ事前に電話でお申込みください。
※空きがありましたら当日受付が可能です。

同時開催

木造住宅の耐震化などに関するパネル展示模型も展示しています。

芝山町社会福祉協議会 新会長が就任されました

☎ 芝山町社会福祉協議会 ☎ 78-0850

6月20日、芝山町社会福祉協議会会長に大槻和男様が就任されました。大槻様は令和5年3月から副会長を務めた後、会長に就任なされました。

退任されました、前会長の木川優陽様は平成24年6月の就任以来、12年にわたり会長をお務めされました。これまでの活動に感謝申し上げますとともに、お二方のますますのご活躍をご祈念いたします。



▲大槻様(写真左)、木川様(写真右)



令和6年度 芝山町低所得世帯支援給付金

☎ 福祉保健課 福祉係 ☎ 77-3914

10月31日(木)で受付終了となります。

■令和6年度新たな低所得世帯への給付金について

物価・賃金・生活総合対策として、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対して、給付金を支給します。

なお、令和5年度に低所得世帯への給付金を受給された世帯については、支給の対象となりませんので、ご了承ください。

■支給対象となる世帯

基準日(令和6年6月3日)において本町に住居登録があり、世帯全員の令和6年度の住民税所得割が非課税である世帯

■給付額

1世帯あたり10万円(世帯主の金融機関口座へお振込みします)

■受給のための手続き

①支給要件確認書が届いた世帯
必要事項を記入のうえ、添付書類と併せて返信用封筒で返送

してください。

②令和6年1月2日以降に転入した方がいる世帯等

世帯全員の課税状況が確認できない世帯へは、確認書を送付していません。給付金を受給するには申請書の提出が必要ですので、申請書類を町ホームページで確認するか、福祉係までお問い合わせください。

■確認書の提出期限

令和6年10月31日(木)まで

■子ども加算について

低所得世帯支援給付金の支給対象世帯のうち、子ども加算の対象となる児童を扶養している世帯については、児童1人当たり5万円を給付します。低所得

世帯支援給付金の支給が完了した世帯から、順次お知らせを送ります。

①子ども加算の対象児童

・基準日(令和6年6月3日)時点で同一世帯に生れた平成18年4月2日以降に生れた児童

②申請が必要な世帯

・基準日以降に生まれた新生児のいる世帯
・別世帯の児童を扶養している世帯

申請書類を町ホームページで確認するか、福祉係までお問い合わせください。

■提出先

福祉係



生活機能の低下を感じる方へ 短期集中通所型サービスのお知らせ

☎ 福祉保健課 介護保険係 地域包括支援センター ☎ 77-3925

10～12月に行う短期集中通所型サービス「からだ元気二川塾」の参加者を募集します。

■短期集中通所型サービスとは

二川苑のリハビリ専門職が生活機能の低下の改善を目指し、約3か月間リハビリを通いで行う無料のサービスです。

※5名限定、希望の方は送迎も

行っています。

■生活機能の低下の例

- ・以前は歩いて行けた場所まで行けなくなった
- ・小さな段差につまずくようになった

■利用対象者

①生活機能の低下を感じる65歳以上の方(事業対象者)

②要支援1・2の認定を受けている方

※①の方は、基本チェックリストを行い該当すれば事業対象者になります。

*病院・個人医院などの医療機関でリハビリを受けている方は、

参加できません。

■サービス内容

ストレッチ体操、筋力アップ体操、脳トレ体操など

■開催期間・時間

10～12月の毎週金曜日
(10月4日～12月20日・全12回)

午前10時30分～正午

※初回と最終日は、午前10時～

■申込み 介護保険係・地域包括支援センター

■申込期限 9月3日(火)